

Green Life

グリーン・ライフ

～快適で安全な暮らしのために～

なかがわ

馬頭最終処分場に係る 事業実施のための 環境影響評価書を決定しました。

今号では、環境影響評価書(案)について
寄せられた御意見及び
県の考えをお知らせします。



空気も
水も
食べものも

馬頭最終処分場に係る事業実施のための環境影響評価書（案）について説明会や縦覧を行った結果、70余の御意見をいただきました。ありがとうございました。

皆様から寄せられた御意見と県の考えを取りまとめ、この度、環境影響評価書を決定しました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

■意見等の提出状況

縦覧期間 平成27年2月3日（火）から3月2日（月）まで
（土日・祝日を除く）

提出者 2団体、4名

■説明会

開催日 平成27年2月9日（月）

開催場所 那珂川町馬頭総合福祉センター

参加者 那珂川町民の皆様及び那珂川町内の事業所に勤務する皆様
約60名



環境影響評価書については、県のホームページのほか、次の場所で御覧いただけます。

- 栃木県環境森林部馬頭処分場整備室（栃木県庁12階）
- // 馬頭処分場整備室那珂川分室（那珂川町山村開発センター3階）
- 那珂川町環境総合推進室
- 栃木県庁ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/> [くらし・環境→廃棄物→県営処分場]

環境影響評価書（案）に関する意見

① 大気質・騒音・振動・悪臭について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	大気質・騒音・振動・悪臭などは、人によって感じ方が異なる。基準値以下でも病気になる人が出てくるのではないか。 【2件】	大気質・騒音・振動・悪臭については、環境への影響は小さいと予測されておりますが、さらに、環境保全措置を講じることにより、より一層低減されると考えています。
2	処分場内で稼働する設備の振動が、周辺の住宅に影響を及ぼすのではないか。	
3	北沢地区の不法投棄物の前処理は、環境影響評価に含まれていないのではないか。	北沢地区の不法投棄物の前処理施設（破碎施設）は、被覆施設内に設置する予定です。騒音や振動など破碎施設の稼働に伴う影響については、今回の調査で予測・評価を実施しています。

② 水質・水象について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	河川調査地点1は、備中沢と沢筋の合流地点となるのか。	埋立地が設置される沢と備中沢との合流点の下流となります。
2	地下水調査地点の選定理由が分からない。汚染された時に検出できる地点とすべきではないのか。 【3件】	地下水調査地点は、計画地周辺の井戸を選定しました。また、水質モニタリング井戸は、地下水汚染の有無を確認できるよう埋立地の上流側に2箇所、下流側に2箇所設置します。
3	北向田方面の農地における地下水利用の有無と水質について調査が必要ではないか。	平成15年に調査を実施しており、処分場計画地の地下水は、北向田方面の地下水とは別の水脈であり、計画地の地下水による影響はないと判断しています。
4	汚水漏れがあった場合、旧馬頭町地区の公共水源だけでなく、旧小川町の公共水源を汚染する。再調査をするべき。	那珂川町の上水道水源につきましては、これまでの諸調査の結果から、計画地とは別の水源であると判断しています。 旧小川町の南部地区簡易水道の水源が、那珂川右岸の白久地区にあります。那珂川からの距離や井戸の深さが那珂川町上水道の第4水源とほぼ同様であることから、那珂川からの伏流水が水源であると推察しています。

No.	意見等の要旨	県の考え
5	那珂川町の上水道水源への影響について、もっと精度の高い地下水調査をすべきではないか。	これまでの諸調査の結果から、計画地の地下水の流れは、標高の低い備中沢に向かい流れています。 また、処分場の遮水工には、国基準の二重遮水シートに加え、自己修復性シートやベントナイト砕石などの多重のバックアップ機能により万全を期します。
6	温泉の水脈との関係はどうか。	事業区域の西側に温泉がありますが、井戸の深さは1,000mを超える深いものと7mというごく浅いものであり、地下水位等の状況から、いずれも事業実施区域の地下水脈とは異なるものと考えられます。

③ 植物・動物・生態系について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	備中沢は、県立自然公園に含まれ、貴重な自然の宝庫であるから保全すべきである。 【4件】	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じるとともに、さらに、専門家の意見を踏まえて実施しています。 動植物の貴重種や生態系の注目種については、影響があると予測された種を対象に、回避、低減、代償の順序で環境保全措置を検討しており、代償措置を行う場合は、モニタリングをしながら順応的管理により保全していきます。
2	環境省や栃木県のレッドリストに基づき貴重種を選定しているが、選定基準が適正であるか疑問である。	
3	基本指針等ばかりではなく、開発域を生物の多様性、食物連鎖の役割をも考慮した検討をすべきである。	
4	新種の発見等必ずあるので、その生態の調査など真摯な対応をお願いします。 【2件】	新たに貴重種を確認した場合には、専門家の意見を踏まえて、適切な環境保全措置を実施していきます。
5	マルタニシは 県のレッドリストには入っていないが、環境省では絶滅危惧Ⅱ類（VU）の扱いとなっている。 住民アセスでは、この10年間冬季以外は常に確認している種である。	
6	県内でも近年ほとんど確認例のなかったブッポウソウが観察されており、日本野鳥の会栃木の研究報告 Accipiter 2013 Volume 19 に発見情報として発表されている。	

No.	意見等の要旨	県の考え
7	アオモイトトンボやニシカワトンボなど、種名・同定に誤りがあると指摘しているが、訂正されていない。	平成18年に実施した環境影響評価の見解書において、適地性アセスメントで確認された「アオモイトトンボ」とされた個体については、 <i>Ischnura</i> の一種と表記することが適当と判断し、種名を変更しました。 今回縦覧を行った環境影響評価書（案）（資料編）においては、「ニホンカワトンボ」の種名で記載しています。
8	低標高地にブナが自生しており、保全すべきである。ブナが絶滅危惧種になっていないからといって、環境保全措置をしなくてよいのか。 【2件】	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じるとともに、さらに、専門家の意見を踏まえて実施しています。 ブナについては、貴重種及びその群落としても、レッドリスト等に該当していないため、環境保全措置の対象としていません。 なお、備中沢の改変を回避することや里山保全エリアを設定して森林管理を行っていきます。
9	主要な生息地が消失するトンボ類4種が新たな水辺で生息できるのか疑問である。保全措置については、長期間の対応が必要である。	新たな水辺の整備などの代償措置の実施に当たっては、モニタリングをしながら、順応的管理により保全していきます。
10	県が実施した刈り払い、測量、ボーリング、モノレール設置撤去作業等の後に貴重な植物の数、密度の低下が見られる。減少傾向は顕著である。	モノレールの設置や測量などの際は、貴重な植物に注意を払って実施しました。 今後も、貴重種の確認状況等を踏まえ、環境の保全に配慮した事業の実施に努めていきます。

④ 景観について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	景観の視点は、沢合流点、北尾根頂点、支沢扇状地等々にも視点を設定し評価に臨むべきである。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じるとともに、さらに、専門家の意見を踏まえて実施しています。 景観の調査地点は、人々の活動する範囲の代表的な地点として、和見側2地点、小口側1地点を選定しています。

⑤ 事後調査について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	事後調査で半永久的に近隣住民、周辺500m以内に住む地域住民の井戸水、そして大気、土壌の安全性を担保できるのか。	水質・大気質・土壌のモニタリングは、法令等に基づき適正に実施します。 また、具体的な調査内容については、今後、環境保全計画を作成する中で検討していきます。
2	法規制された物質の物理化学的な検査のみでなく、生物相の継続検査・疫学的調査や簡易で鋭敏なバイオアッセイによるモニタリングが必要である。	

⑥ 総合評価について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	内容が不十分で環境影響評価書として成立しない。 【2件】	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じるとともに、さらに、専門家の意見を踏まえて実施しており、十分に検討したものです。

⑦ その他

No.	意見等の要旨	県の考え
1	放射能問題について、環境影響評価では一言も触れていないのはおかしい。大気、水、土壌、地盤などの放射性物質をあらかじめ計測しておくべきである。 【5件】	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて実施していますが、放射性物質については規定されていません。 そこで、専門家の意見を踏まえて、空間放射線量率を埋立地周辺の4地点で、また、粉じんの放射性物質濃度を周辺2地点で調査を実施しました。 その結果は、空間放射線量率 0.06~0.07 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、粉じんについては、放射性物質は検出されませんでした。 また、町山村開発センター（平成26年12月から馬頭図書館に移動）で測定している空間放射線量率は 0.06 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 程度で推移しており、事業区域における調査結果と同程度でありました。 今後、放射線のモニタリングについては、環境保全協定の策定作業の中で協議して決めていきます。

基本設計に関する意見

① 処分場の施設設計について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	屋根はどのような構造となるのか。また、処分場閉鎖後の利用方法はどうか。 【2件】	被覆施設は、建築基準法に基づき設計を行います。跡地利用については、処分場稼働後の適切な時期に地域のニーズ等を踏まえ検討します。
2	万が一事故が発生した際も、生ずる危険が最小化できるように、県は対処していくという姿勢を示すべきである。	施設整備のハード面のみならず、維持管理のソフト面についても多重安全システムの考えを取り入れ、万が一トラブルが発生しても、対応できるよう万全を期していきます。

No.	意見等の要旨	県の考え
3	計画地の地盤・地質について安全面に不安がある。不同沈下が起きたり、地震で崩れることはないのか。 【4件】	馬頭最終処分場を計画するに当たっては、まず初めに建設予定地が処分場を建設するうえで、適地であることを確認するための適地性アセスを実施し、建設予定地内に、活断層や不安定な地形、軟弱な地盤は存在しないことを確認しています。 また、改変区域において、東日本大震災の影響は、確認されていません。 そのうえで、馬頭最終処分場の貯留構造物の盛土は、地震にも十分な強度を得られる設計としているフィルダムと同様の設計手法を用いており、万が一計画地周辺で大地震が発生しても、十分安全性が確保できる設計としています。
4	豪雨等の異常気象に対して、安全性が確保できるのか。 【2件】	豪雨時においては、防災調整池により、開発区域から備中沢への放流量を開発前と変わらないように調整することで、安全性を確保します。 強風、大雪についても、各種基準に基づき設計をしているので、安全性は確保できると考えています。
5	遮水シートは、年月がたつと劣化することから、耐用年数は有限であり、安全性に疑問がある。 【3件】	遮水シートのメーカーにより構成される日本遮水工協会の耐久性自主規格値は、15年です。 一方、判例では「少なくとも、評価試験においては、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリ等に対して50年以上の耐久性を有していることが認められる」（H15.10.27 福岡高裁）と判断されています。 さらに、馬頭最終処分場では、遮水シートの漏水修復システムの採用やベントナイト砕石など、多重のバックアップシステムを備え、安全性を高く設定しています。
6	浸出水処理施設で発生する汚泥等や塩はどのように処理されるのか。 【2件】	浸出水処理施設で発生する汚泥等は溶出試験を行い、有害物質濃度が法令の基準値内であれば、埋立地内に戻し、基準値を超える場合は、外部の処分業者で処理します。 また、塩は、成分分析をしたうえで、再生利用を検討します。
7	メタンガス等の発生による爆発や火災が発生するのではないのか。	埋立地内を準好気性に保つことで、嫌気性で発生するメタンガス等の発生は、わずかであると考えています。 なお、発生するガスについては、埋立ガス抜き設備により、速やかに埋立廃棄物から排除し、火災等の発生を防ぎます。 また、埋立ガス抜き設備からの発生ガスを定期的にモニタリング調査し、ガスの発生状況を把握します。

No.	意見等の要旨	県の考え
8	重金属やダイオキシンを含む焼却灰が飛散するのではないか。	被覆施設により、粉じん等が周辺に飛散することはほとんどありません。 また、散水や覆土による飛散防止対策を行います。

②北沢不法投棄物について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	県は、北沢地区の不法投棄物問題を解決するため、処分場を建設しているが、このことは行政の適正な判断とは言えない。行政代執行により撤去を行うべきである。県は代執行に必要な措置命令も出していない。 【4件】	1 行政代執行について これまで、住民の皆様から、行政代執行による北沢の不法投棄物の撤去について要望をいただいています。 行政代執行により不法投棄物の撤去を行う場合は、それに先立って廃棄物処理法に基づく措置命令を発する必要があります。 措置命令については、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、処分者等に対しその支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるとされています。 そして、行政代執行は、本来不法投棄物を撤去すべき者に代わって県が撤去し、その費用を撤去すべき者から徴収するものです。従って、費用を回収できない場合は、結果的に県が負担することとなります。 なお、いわゆる産廃特措法により、行政代執行に対する財政支援制度が整備されましたが、不法投棄物の撤去は行政代執行によることに変わりなく、また、県の負担が無くなるわけではありません。 このように、行政代執行による不法投棄物撤去の検討に当たっては、汚染拡大などの緊急性や撤去に要する費用等を考慮する必要があり、また、措置命令を発しても不法投棄者が撤去費用を負担できる見込みがない場合、措置命令が実効性を欠くものとなります。
2	不法投棄物の処分と県営処分場計画の問題は切り離して考えるべきだと、何回も訴えてきた。	2 北沢地区の不法投棄物撤去に向けて 県では、旧馬頭町からの二度にわたる不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場の設置要望、さらには、本県における廃棄物の適正な処理施設の確保の必要性などを総合的に勘案し、県営の最終処分場を建設して北沢地区の不法投棄物を処理する方法が、実現可能な最善の方法と判断して、馬頭最終処分場建設事業の実施を決定しました。

No.	意見等の要旨	県の考え
3	有害物質が検出されていることから、県は、応急対策を実施すべきである。 【2件】	投棄地内のモニタリング井戸水では、環境基準を超えるダイオキシン類や鉛の有害物質を検出しておりますが、下流の河川や地下水からは、有害物質は検出されていないことから、緊急的な対策は今のところ必要ないと考えています。 なお、県は平成20年2月に那珂川町と締結した基本協定に基づき、平成21年に汚染拡散未然防止対策を実施するための説明会を開催してきましたが、住民の皆様から様々な意見や要望が出されたことを鑑みて未然防止対策工を「当面凍結」した経緯があります。
4	北沢地区の不法投棄物は、長年の間一度も周辺環境に影響を及ぼすことなく、25年間安定を維持している。掘り出し、運搬、選別、粉碎などの中間処理は危険性を現出させる。 【2件】	平成12年に北沢地区不法投棄物の詳細調査を実施しました。その結果、ダイオキシン類や鉛、揮発性有機物などの複数の有害物質による汚染状況が明らかになり、恒久対策として、投棄物と汚染土壌の全量撤去が必要と判断しました。 平成13年以降継続しているモニタリング調査の結果からも、投棄地内からダイオキシン類や鉛が環境基準を超えて検出されることがあり、また、投棄地内部の環境は詳細調査時と変化がなく、その危険性は変わっていません。 不法投棄地内部は還元状態であるため、今のところ安定していますが、この状態が変化した場合は、周辺環境への汚染拡大のおそれがあります。

③放射性物質に汚染された廃棄物について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	循環水中の化学物質や放射性物質について、濃度上昇に注意をすべきである。どんどん濃くなるのではないか。 【2件】	水処理工程において、高度な処理を行い、きれいにすることから、化学物質や放射性物質が濃くなることはないと考えています。 また、循環利用する浸出水処理施設からの処理水は、維持管理の中でモニタリングを行っていきます。

No.	意見等の要旨	県の考え
2	放射性物質に汚染された廃棄物の受入基準値はいくつにするのか。 【2件】	放射性物質汚染対処特措法において、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は、管理型最終処分場に埋立てることができることとなっていますが、馬頭最終処分場では、基本的に放射性物質に汚染された廃棄物は受け入れないと考えています。 しかしながら、放射性物質は自然界にも存在し、焼却や水処理により濃縮されることもあることから、廃棄物の排出実態も考慮し、受入基準について、今後、那珂川町と十分協議していきたいと考えています。

その他の意見

No.	意見等の要旨	県の考え
1	複数の候補地を比較検討せずに、備中沢を建設予定地として選定した。 【2件】	県では、平成14年から15年にかけて、地元から候補地として挙げられた備中沢地区について、将来にわたって安全で環境保全に配慮した処分場の建設が可能かどうか判断するため、適地性判断のための環境影響評価を実施しました。 その結果、候補地は管理型処分場の建設が可能であることを確認しました。
2	備中沢は、すばらしい生態系をもっているため、処分場予定地として不適格である。 【2件】	そのうえで、県では、旧馬頭町からの平成12年6月と平成16年4月の二度にわたる県営管理型最終処分場の建設要望や適地性判断のための環境影響評価の結果などを総合的に勘案し、平成16年5月、馬頭最終処分場建設事業の実施を決定いたしました。 また、今回の環境影響評価に基づき、適切な環境保全措置を実施していきます。
3	多くの住民が処分場に反対している。	那珂川町からの最終処分場設置要請に当たっては、地域住民の合意形成への特段の配慮について要望をいただいておりますので、県としてはこれを重く受け止め、町の御協力をいただきながら最大限地元の合意形成に努めてきました。 引き続き、説明会や広報紙、ホームページなどを活用し、できるだけ多くの住民の皆様に、より一層の御理解と御協力をいただけるよう努めていきます。

No.	意見等の要旨	県の考え
4	県の指導要綱にある関係地域に住所を有する関係住民の同意を得るべきである。 【3件】	県は、平成12年と平成16年の二度にわたる旧馬頭町からの設置要請を受けて、事業実施を決定し、事業を進めてきました。 また、平成20年には、那珂川町との基本協定を締結しました。 具体的な環境保全のための協定については、今後、町と協議を行ない、協定を締結したいと考えています。 なお、馬頭最終処分場は県が事業者であるため、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱は適用されません。
5	那珂川町に最終処分場ができることで、町の農産物を買う人が減少するのではないか。	風評被害はあってはならないと考えています。風評被害が起きないように馬頭最終処分場の整備に当たっては、多重安全システムの考えを取り入れ、施設・設備（ハード）面、管理運営（ソフト）面の両面において、幾重にも安全対策を講じることとしています。 また、処分場が稼動した後も、処分場周辺の水質や土壌などのモニタリング調査を定期的実施し、周辺環境への影響がないことを確認し、その結果を公表することにより、風評被害の未然防止に努めていきます。 万が一風評被害が発生した場合は、基本協定を踏まえ、県が責任を持って補償します。

馬頭最終処分場の工事实施前、工事中、施設供用開始から施設閉鎖までの期間にわたり、周辺環境への影響について、モニタリング調査を継続的に実施します。

具体的な項目、地点等は、今後、環境保全計画を作成して実施することとし、その結果について公表していきます。

環境保全対策(モニタリング)調査項目と期間

●大気質

工事の開始から終了までの期間、調査を行います。

●水質

工事の開始から終了までの期間、施設の供用開始から閉鎖までの期間、調査を行います。

●土壌・悪臭

施設の供用後に調査を行います。

●騒音・振動

工事の開始から終了までの期間、施設の供用後に調査を行います。

●動物・植物(生態系を含む)

工事实施の前、工事中、施設の供用後に調査を行います。

お問い合わせ先

栃木県 環境森林部 馬頭処分場整備室

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3227 FAX 028-623-3182

E-Mail bato@pref.tochigi.lg.jp

馬頭処分場整備室那珂川分室

〒324-0613 那珂川町馬頭 555 (那珂川町山村開発センター 3階)

TEL 0287-92-1411 FAX 0287-92-1416

発行

栃木県 環境森林部 馬頭処分場整備室

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3227 FAX 028-623-3182

【栃木県ホームページ】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/> [くらし・環境→廃棄物→県営処分場]

(平成27年5月発行)